

○財務省告示第四十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成三十一年一月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年二月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記

利付国庫債券（二十年）（第一百六十七回）

二 発行の根拠

の法律及びその  
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する

法律（平成二十四年法律第一百

一号）第三条第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十七条第

一項

三 振替法の適

用等  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格

五

募方

入札発競争の

イ

入札発競争

ロ

入札発競争

六

イ

発

入札発競争

入札発競争

額面金額で八千九億円  
 うち、財政法第四第一項の規  
 定に基づき発行した利付債に  
 ついては、千八百六  
 億二千九百七十萬圓を、財  
 政運営費に  
 必要とするため  
 の公債の発行の特  
 例に基  
 づく

各申請の申込みの範囲を割り当てる。各  
 国の債市場特別参加者ごとの  
 当てる。各  
 国の債市場特別参加者ごとの  
 各申請の申込みの範囲を割り当てる。各

競争入札発行」という。及び  
 格競争入札発行」という。及び  
 後に行われる入札での決  
 務大臣が各限額市場特別参加者  
 にごとに発行する。以下、  
 別に参加者。第II非  
 発競争入札発行」という。及び

ハ					イ					ロ				
争入札発	非価格競	者・第Ⅱ	特参加	国債市場	争入札発	非価格競	者・第Ⅰ	特参加	国債市場	争入札発	非価格競	者・第Ⅱ	特参加	国債市場
円千三百四十九億九千七百十八万					八千五百六十一億五千七十万円					で千三百四十二億円				
					万九百九十三億六千九百三十八					た利付国債について、額面金額				
										条第一項の規定に基づき発行し				
										特別会計に関する法律第四十七				
										で千九百八十二億円				
										条第一項の規定に基づき発行し				
										二億五百十五万円				
										いては、額面金額で二千七百十				
										に基き発行した利付国債に				
										る法律第四十七條第一項の規定				
										五百五十万、特別会計に				
										額面金額で三千万、特別会計に				
										発行した利付国債について				
										、				

七

払

込

金額

十四	十三	十一	九	八
初期 利子	の経利入 払過札格 込利発競 み子率行 争非者	入価・別 札格第参 競II加場 行争非者 特及 国争 非格第I 者格第I 者格第I 者格第I	振替 額 単 位	最 低 額 面 金
<p>た期平 金と成 額し三 を支、十 払次の年 う算六 。式月二 たよ十 だし日 、算を 支出支 払し払</p>	<p>る定り 。算出 る期し 日た に金 払額 いを 込第 む二 もの と号 す規</p>	<p>額錢額 面以上 金額の 百円の 円それ につぞ きれ 百の 円応 五募 十九価 銭格</p>	<p>すのの る。整載 。数又 倍は の記 金録 額は によ る最 も低 もの額 と面 金簿</p>	<p>五 万 円</p>
<p>額面金額の総額 × <math>\frac{0.5}{100}</math> × <math>\frac{36}{365}</math></p>	<p>年○・五 パ ー セ ン ト 受 け た 者 は 、 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 第 二 十 号 に よ る 算 出 た 金 額 を 第 二 十 号 に よ る 規 定 の 期 日 に 払 い 込 む もの と す</p>	<p>平成三十一年一月二十五日</p>	<p>振替法の規定による振替口座簿</p>	<p>五 万 円</p>

十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十

第二期以後の  
子利  
償還期  
償還金額  
元利支  
払場所  
入札参加  
者  
払込期日

毎  
年  
六  
月  
二  
十  
日  
及  
び  
十  
二  
月  
二  
十  
日  
を  
支  
払  
期  
とし、各支  
払  
期  
にお  
いて、その  
日  
以前  
六  
月  
間  
に  
属  
す  
る  
利  
子  
を  
支  
払  
う。  
平  
成  
五  
十  
年  
十  
二  
月  
二  
十  
日  
平  
成  
五  
十  
年  
十  
二  
月  
二  
十  
日  
日  
本  
銀  
行  
額  
面  
金  
額  
百  
円  
に  
つ  
き  
百  
円  
財  
務  
大  
臣  
か  
ら  
通  
知  
を  
受  
け  
た  
者  
平  
成  
三  
十  
一  
年  
一  
月  
二  
十  
五  
日

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{償還金額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$